

抗告申立書

神戸市灘区高羽字楠丘一〇

申立人 松下 昇

申立の趣旨

昭和四五年一二月二四日神戸地方裁判所第三刑事部裁判長が申立人に対してなした法廷等の秩序維持に関する法律に基づく制裁裁判を取り消すとの裁判を求める。

申立の理由

- 一、右裁判官は、右日時、右法律に基づき、申立人に対し、過料三万円の制裁裁判を行なった。
- 二、しかしながら、右裁判は、法廷内の表現の自由、被告人の正当な表現行為を不当にも圧迫するものであり、前記法律及び刑事訴訟法並びに憲法の趣旨に反し、許し難いものである。
- 三、より詳細は、別途補充書にて述べる。
- 四、右理由により、申立の趣旨記載の裁判を取り消されたい。
- 五、追記

「申立の趣旨記載の裁判の抗告について裁判があるまでその執行を停止する」との裁判を求める。

昭和四五年一二月二九日

右申立人 松下 昇 印
右申立代理人弁護士 樺島 正法 印

大阪高等裁判所 御中